

(同機構の熊谷敬執行役員から頂いた紹介文です。)

【株式会社企業再生支援機構 中小企業再生支援センターのご紹介】

企業再生支援機構は、有用な経営資源を有する全国各地の中堅事業者・中小企業者の事業再生を通じた地域経済の再建を図る取組みを進めるため、中小企業再生支援センターを設置しています。

センターでは、地域の金融機関等と協調しながら、事業再生計画作りをサポートし、支援が決定された場合は、機構の出融資機能、人材供給機能を活用したハンズオン支援を行い、事業再生プロジェクトの構築に取り組んでいきます。

■事業再生のイメージ例

- (例1) 新規分野に進出する際に、スポンサーを招聘して出資等を行い、新しい事業を軌道に乗せて企業の再生を支援する
- (例2) 既に進出している新規事業に経営資源を集約化し、既存事業から撤退する事業再構築を支援する。
- (例3) 経営統合により持ち株会社を設立する一方、余剰の人員や既存の優れた技術を活用し、他の産業と連携した別会社の立ち上げを支援する

なお支援決定に当たり、以下を満たすことが条件となります。

- 主要債権者（メインバンク）との連名による申込であること。
- 3年以内に「生産性向上基準（自己資本当期純利益が2%ポイント以上向上、等）」及び「財務健全化基準（経常収入が経常支出を上回ること、等）」を満たすことが見込まれること。

また、支援決定（もしくは買取等決定）の際には企業名等が公表されることとなります。

その他、詳細につきましては下記機構ホームページを参照ください。

株式会社企業再生支援機構 <http://www.etic-j.co.jp>

※ 再生手法の具体例・・・<http://www.etic-j.co.jp/business/casestudy.pdf>

※ 支援決定基準・・・<http://www.etic-j.co.jp/business/target2.pdf>

※ 併せて建設業については・・・株式会社企業再生支援機構支援基準（平成二十一年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省告示第一号） [PDF/133KB]
<http://www.etic-j.co.jp/publication/shienkijun.pdf> の「Ⅲ. 建設業に関する基準」を参照

<相談窓口>

中小企業再生支援センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

(TEL) 03-6266-0380